(3) 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

内閣提出法律案（九件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
1	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	五九、二、一三	五九、二、一三（予）	五九、二、二〇 可決	五九、二、二一 可決	五九、二、一三	五九、二、一八 可決	五九、二、一九 可決	
2	特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	〃	二、一三	二、一三（予）	二、二〇 可決	二、二一 可決	二、一三	二、一八 可決	二、一九 可決	
3	防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案	〃	二、一三	二、一三（予）	二、二〇 可決	二、二一 可決	二、一三	二、一八 可決	二、一九 可決	
25	国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案	〃	六〇、二、一三	六〇、三、一四（予）	六〇、三、二八 可決	六〇、三、二九 可決	六〇、二、一三	六〇、三、一三 可決	六〇、三、一五 可決	
26	恩給法等の一部を改正する法律案	〃	二、一三	三、五（予）	五、二三 可決	五、二四 可決	二、一三	修正 四、一八	修正 四、一九	
44	総務庁設置法等の一部を改正する法律案	〃	二、二六	三、七（予）	三、二八 可決	三、二九 可決	三、六	三、二六 可決	三、二六 可決	
57	地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律案	〃	三、一五	六、五（予）	六、一三 可決	六、一九 可決	三、一九	六、四 可決	六、六 可決	

本院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆へ提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
2	情報公開法案	稲山篤君外一名（六〇、四、九）	六〇、四、一三		六〇、四、九	継続審査		六〇、四、一三（予）			
58	国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案	参	六〇、三、一五	六〇、三、一八	可決 六〇、四、三	可決 六〇、四、四	大蔵 六〇、三、一五（予）	修正 可決 六〇、六、六	修正 可決 六〇、六、一一		
68	昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案	衆	三、一〇	三、一〇（予）	可決 五、三〇	可決 五、三一	大蔵 三、一〇	修正 五、二一	修正 五、三		

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一号）

要旨

本案は、昭和五十九年八月十日付の人事院の一般職の職員の給与に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額等について所要の改定を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、俸給表の改定

全俸給表の全俸給月額を平均三・三%、七千三百十五円引き上げること。

二、諸手当の改定

1　初任給調整手当について、医療職俸給表㈠の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を二十一万七千六百円（現行二十万九千五百円）に引き上げるとともに、医療職俸給表㈠以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を四万千百円（現行四万百円）に引き上げること。

2　扶養手当について、配偶者に係る支給月額を一万三千二百円（現行一万二千三百円）に、配偶者以外の扶養親族に係る支給月額を二人までについてはそれぞれ四千二百円（現行三千八百円）に引き上げること。

ただし、職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については八千九百円（現行八千三百円）に引き上げること。

3　住居手当について、家賃の月額が一万六千五百円を超えるときに加算することとされている二分の一加算の限度額を月額七千二百円（現行六千八百円）に引き上げること。

4　通勤手当について、交通機関等を利用して通勤する職員に対する運賃等相当額の全額支給の限度額を月額一万八千三百円（現行一万七千六百円）に、運賃等相当額が全額支給の限度額を超えるときに加算することとされている二分の一加算の限度額を月額三千四百円（現行二千八百円）に、それぞれ引き上げること。

自転車等を使用して通勤する職員のうち、自転車等の使用距離が片道五キロメートル以上十キロメートル未満である者に対する支給月額を二千六百円（現行二千四百円）に、通勤が不便であると認められる者に対する支給月額を、自転車等の使用距離が片道十キロメートル以上十五キロメートル未満のときは五千円（現行四千七百円）、片道十五キロメートル以上二十キロメートル未満のときは六千八百円（現行六千四百円）、片道二十キロメートル以上のときは八千七百円（現行八千二百円）に、それぞれ引き上げること。

なお、交通機関等と自転車等を併用して通勤する職

員に対する支給月額についても、同様に引き上げること。

5　非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、支給の限度額を日額二万三千五百円（現行二万二千七百円）に引き上げること。

三、施行期日

本法律は、公布の日から施行し、昭和五十九年四月一日から適用すること。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、去る八月十日付の人事院の一般職の職員の給与についての勧告を政府として慎重に検討した結果、本年四月一日から平均三・四％内の改定を行い、その配分については勧告の趣旨に沿って措置することとし、そのため所要の改正を行おうとするものであります。

その主な内容は、全俸給表の全俸給月額を平均三・三％引き上げるとともに、扶養手当、住居手当、通勤手当、医師等に対する初任給調整手当等の額の改定等を行おうとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の俸給月額等について所要の改定を行おうとするものであります。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等について所要の改定を行おうとするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して審査し、政府が独自に俸給表を作成する法的根拠、仲裁裁定と人事院勧告についての取り扱いの不公平性、ＩＬＯ報告に対する政府認識、標準生計費との関連、官房長官談話と今後の対処方針、給与改定に伴う防衛費とＧＮＰ一％枠等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと思います。

質疑を終わりましたところ、一般職職員給与法改正案に対し、穐山理事より、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合各派共同提案に係る修正案、内藤委員より、

日本共産党提出の修正案が、特別職職員給与法改正案に対し、柄谷委員より、民社党・国民連合提出の修正案が、また防衛庁職員給与法改正案に対し、柄谷委員より、公明党・国民会議、民社党・国民連合各派共同提案に係る修正案がそれぞれ提出されました。

なお、これら各修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、後藤田総務庁長官及び加藤防衛庁長官より、各修正案についてそれぞれ反対の旨の発言がありました。

次いで、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して穐山理事より、政府提出の三法案及び内藤委員提出の修正案に反対、穐山理事及び柄谷委員提出の修正案に賛成、自由民主党・自由国民会議を代表して坂野理事より、各修正案に反対、政府提出の三法案に賛成、公明党・国民会議を代表して太田理事より、政府提出の三法案及び内藤委員提出の修正案に反対、穐山理事及び柄谷委員提出の修正案に賛成、日本共産党を代表して内藤委員より、政府提出の三法案及び柄谷委員提出の特別職職員給与法改正案に対する修正案に反対、穐山理事提出の修正案に賛成、柄谷委員提出の防衛庁職員給与法改正案に対する修正案に棄権、民社党・国民連合を代表して柄谷委員より、政府提出の三法案及び内藤委員提出の修正案に反対、穐山理事及び柄谷委員提出の修正案に賛成する旨の発言がありました。

討論を終わり、順次採決の結果、まず、一般職職員給与法改正案は、内藤委員及び穐山理事提出の修正案を否決し、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別職職員給与法改正案は、柄谷委員提出の修正案を否決し、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、防衛庁職員給与法改正案は、柄谷委員提出の修正案を否決し、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

（閣法第二号）

要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、内閣総理大臣の俸給月額を百六十三万二千円（現行百五十八万円）、国務大臣等の俸給月額を百十九万円（現行百十五万二千円）、内閣法制局長官等の俸給月額を百十三万七千円（現行百十万千円）とし、その他政務次官以下の俸給月額を九十六万九千円から八十四万千円（現行九十三万八千円から八十一万四千円）の範囲内で改定すること。

二、大使及び公使の俸給月額を百十九万円から六十二万三千円（現行百十五万二千円から六十万三千円）の範囲内で改定すること。

三、秘書官の俸給月額を三十八万三千九百円から十八万八千五百円（現行三十七万千八百円から十八万二千二百円）の範囲内で改定すること。

四、委員会の常勤委員及び非常勤委員の日額手当の支給限度額を四万千四百円（現行四万円）及び二万三千五百円（現行二万二千七百円）にそれぞれ改定すること。

五、国際科学技術博覧会政府代表の俸給月額を九十五万九千円（現行九十二万八千円）に改定すること。

六、本法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定は、昭和五十九年四月一日から適用すること。

委員長報告

五三ページ参照

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（閣法第三号）

要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、事務次官、参事官、書記官及び部員に適用される参事官等俸給表の俸給月額を平均三・三％並びに自衛官に適用される自衛官俸給表の俸給月額を平均三・四％それぞれ引き上げること。

二、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生

手当の月額を六万百円（現行五万七千九百円）に増額すること。

三、営外手当の月額を六千九十円（現行五千九百三十円）に増額すること。

四、本法律は、公布の日から施行し、昭和五十九年四月一日から適用すること。

委員長報告

五三ページ参照

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案（閣法第二五号）

要旨

本案は、昭和六十年三月三十一日からの定年制度の施行、民間事業における退職金の支給の実情等を勘案し、政府として国家公務員等の退職手当制度について総合的に再検討した結果、定年退職に関連する規定の整備を行うとともに、定年前にその者の事情によらないで退職することとなった者の退職手当について特例措置等を設けるほか、退職手当の支給率を改定しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、定年制度施行に伴う退職手当に関する規定の整備

㈠ 国家公務員法第八十一条の三の規定（定年による退職の特例）により勤務延長されて退職した場合、同法第八十一条の四の規定（定年退職者の再任用）により再任用されて退職した場合及び定年に達した日以後定年退職日の前日までにその者の非違によることなく退職した場合には、定年に達したことにより退職した場合と同様に取り扱うものとすること。

㈡ 既に定年に達していることにより昭和六十年三月三十一日に退職する場合についても、定年に達したことにより退職した場合と同様に取り扱うものとすること。

㈢ 歳出予算の常勤職員給与の目から俸給が支給される者に対し、定年退職等の規定を適用できるようにすること。

二、退職手当支給率の改定

㈠ 自己都合退職支給率について、勤続十一年以上十九年以下については二〇％引き下げるとともに、勤続二十五年以上二十九年以下については勤続期間に応じ約

三%から一九%引き上げること。

㈡　長期の勤続者に係る退職手当支給率について、勤続三十一年以上の一年当たり支給割合を約一〇%引き下げること。

㈢　退職手当支給率の改定に伴い、退職手当の額について所要の経過措置を講ずること。

三、定年前早期退職者に係る退職手当の特例

一定年齢以上であり、かつ、勤続期間二十五年以上である者が、定年前に、その者の事情によらないで退職することとなった場合には、退職手当の算定の基礎となる俸給月額に退職の日におけるその者に係る定年とその者の年齢との差に相当する年数一年につき二%を超えない範囲内の割合を乗じて得た額を、当該俸給月額に加えるものとすること。

四、所要の規定の整備

退職手当の支払いに関する規定、退職手当の支給を受ける遺族に関する規定、退職手当の返納に関する規定その他所要の規定の整備をすること。

五、本法律は、昭和六十年四月一日から施行すること。ただし、一の㈡及び㈢の改正規定は同年三月三十一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました二件の法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、昭和六十年三月三十一日からの定年制度の施行、民間事業における退職金の実情、その他の事情等を勘案し、政府として国家公務員等の退職手当制度について総合的に再検討した結果、定年制度の施行に伴う退職手当に関する規定の整備を行うとともに、自己都合退職手当支給率及び長期勤続者に係る退職手当支給率を改定し、あわせて定年前にその者の事情によらないで退職することとなった者の退職手当について特例措置を設けるほか、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、退職手当の官民比較のあり方、退職手当見直しのルールづくり、定年前早期退職特例措置を導入した理由等のほか、人事院勧告完全実施についての

今後の方針について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の各派共同提案に係る退職手当の官民比較についての調査方法の検討等三項目にわたる附帯決議が付されました。

次に、総務庁設置法等の一部を改正する法律案は、昭和五十五年行革により地方支分部局の整理再編成の一環として設置された総務庁四国行政監察支局、大蔵省福岡財務支局及び厚生省四国地方医務支局について、それぞれ昭和六十年三月三十一日までに廃止するものとすることとされておりましたが、その後生じた行政環境の著しい変化にかんがみ、昭和六十年四月一日以降も引き続きこれらを存置しようとするものであります。

委員会におきましては、行革推進の基本方針と本法案提出との関連、三支局存置の理由、国立病院再編計画等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第二六号）

要旨

本案は、最近の経済情勢にかんがみ恩給年額の計算の基礎となつている仮定俸給年額及び普通恩給等の最低保障額の引上げ等を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、恩給年額の増額

昭和五十九年度の公務員給与の改善傾向を分析した結果に基づき、恩給年額の計算の基礎となつている仮定俸給年額を昭和六十年四月分から、三十一号俸以下のものにあつては三・五％、三十二号俸以上のものにあつては三・一％プラス五千百円引き上げること。ただし、その引上額は十六万六千八百円を限度とすること。

二、普通恩給等の最低保障額の改善

普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を昭和六十年四月分から兵の仮定俸給の増額に準じ三・五％引き上げること。

さらに、普通扶助料の最低保障額については、厚生年金保険における遺族年金の最低保障額の給付水準を考慮して、同年八月分から長期在職者の場合五十六万五千九百円に引き上げるとともに、短期在職者についてもこれに準じた引上げを行うこと。

三、公務関係扶助料の最低保障額の改善

公務扶助料の最低保障額を昭和六十年四月分から兵の仮定俸給の増額に準じ三・五％引き上げ、さらに同年八月分から遺族加算を含め百四十四万円（月額十二万円）に引き上げること。

また、増加非公死扶助料及び特例扶助料の最低保障額についても昭和六十年四月分から三・五％引き上げ、さらに同年八月分から公務扶助料の最低保障額に対する上積額の八割相当額を上積みした額に引き上げること。

四、傷病恩給の改善

増加恩給及び傷病年金の年額を昭和六十年四月分から兵の仮定俸給の増額に準じ三・五％引き上げ、さらに同年八月分から戦傷病者の処遇の改善を図るため、増加恩給の第一項症、第二項症及び第三項症に三万円、第四項症及び第五項症に二万五千円、第六項症及び第七項症に二万円、傷病年金の第一款症及び第二款症に一万五千円、第三款症及び第四款症に一万円を、それぞれ加えた額に引き上げること。

また、特例傷病恩給の年額についても、昭和六十年四月分から三・五％引き上げ、さらに同年八月分から公務傷病恩給（増加恩給又は傷病年金）に対する加算額の八割相当額をそれぞれ加えた額に引き上げること。

五、傷病者遺族特別年金の改善

傷病者遺族特別年金の年額を昭和六十年四月分から兵の仮定俸給の増額に準じ三・五％引き上げ、さらに同年八月分から普通扶助料の最低保障額との均衡等を勘案して引き上げること。

また、遺族加算の年額を昭和六十年八月分から五万千円に引き上げること。

六、扶養加給の改善

昭和五十九年度の公務員の扶養手当の改善に準じ、昭和六十年四月分から傷病恩給及び公務関係扶助料の受給

者に係る扶養加給の年額を引き上げること。

七、恩給外所得による普通恩給の停止基準額の改善

恩給年額の増額措置に伴い恩給外所得による普通恩給の停止に係る基準について所要の措置を講ずるものとすること。

なお、衆議院において施行期日等について所要の修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の内容の第一は、恩給年額の増額でありまして、昭和五十九年度における公務員給与の改善を基礎として、本年四月分以降平均三・四％程度増額することとしております。第二は、公務関係扶助料の最低保障額、傷病恩給及び傷病者遺族特別年金の年額を、本年四月分以降増額するほか、八月分以降さらに増額を行い、公務扶助料については遺族加算を含め年額百四十四万円を保障するとともに、傷病恩給等についても相応の増額を行うこととしております。第三は、普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、本年四月分以降増額するほか、八月分以降、他の公的年金の給付水準等を考慮して、普通扶助料の最低保障額をさらに引き上げることとしております。以上のほか、扶養加給の増額等所要の改善を行うこととしております。

なお、衆議院において施行期日等について所要の修正が行われております。

委員会におきましては、本法律案の改正概要と重点事項、公的年金制度改革と恩給との関連、恩給受給者の将来見通し並びに今後の恩給費の推計、戦後処理問題に対する政府の対処方針、旧日赤救護看護婦等に対する慰労給付金の増額等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

なお、委員長から旧日赤救護看護婦等に対する慰労給付金に対して、今後における経済情勢の変化等に対応して、適時適切な措置がとられるよう委員会を代表して要望いたしました。

質疑を終わりましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より、昭和五十九年度の人事院勧告に基づき、本年四月分以降恩給年額を増額することを内容とする修正案が提

出されました。

本修正案は予算を伴うものでありますので内閣の意見を聴取いたしましたところ、後藤田総務庁長官から、政府としては反対である旨の発言がありました。

次いで、原案並びに修正案を一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より政府原案に反対する旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、内藤委員提出の修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、各派共同提案に係る恩給の改定実施時期の一体化等四項目にわたる附帯決議が全会一致をもって行われました。

以上、御報告申し上げます。

総務庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第四四号）

要旨

本案は、昭和五十五年の機構改正による地方支分部局の整理再編成の一環として設置され、昭和六十年三月三十一日までに廃止するものとされていた総務庁四国行政監察支局、大蔵省福岡財務支局及び厚生省四国地方医務支局について、その後生じた行政環境の著しい変化にかんがみ、昭和六十年四月一日以降も引き続き存置しようとするものである。

委員長報告

五七ページ参照

地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律案（関法第五七号）

要旨

本案は、昨年十二月十八日に行われた臨時行政改革推進審議会の答申に基づいて、国及び地方を通ずる行政改革の推進に資するため、地方公共団体に対する国の関与及び必置規制の整理合理化を行うほか、臨時行政調査会の答申事項で未措置のもののうち、地方公共団体に係る許認可等についても整理合理化を行うため、十省庁四十一法律（重複する法律を除いた純計）にわたる改正を一括して行おうとす

るものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、地方公共団体が事務を行うに当たつて、法律によつて義務付けている許可、認可、承認等のうち、関与の必要性の乏しくなつているもの十三事項について廃止するとともに、現行の関与の方式が過度なもの十二事項について規制を緩和するほか、一事項について運用を改善し、合わせて二十六事項（十八法律の改正）を措置すること。

二、地方公共団体が事務を行うに当たつて、法律によつて設置を義務付けている特別の資格又は職名を有する職員及び附属機関のうち、その必要性が乏しくなつているもの五事項について廃止することとし、必ずしも一律に設置を義務付ける必要性が認められないもの八事項について地方公共団体の自主的判断によつて設置できることとし、また、類似のもの五事項について統合又は地方公共団体の自主的判断で統合できることとするほか、二事項について他職を活用し、四事項について規制を緩和し、合わせて二十四事項（二十一法律の改正）を措置すること。

三、地方公共団体に係る許認可等のうち、都道府県知事が行つている理容師等の試験事務を民間に委譲する等、六事項（四法律の改正）を措置すること。

四、本案は、一部を除き、公布の日から施行するものとすること。

五、所要の経過措置を規定すること。

六、その他関係法律につき所要の改正を行うこと。

委員長報告

ただいま議題となりました地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昨年十二月十八日に行われた臨時行政改革推進審議会の答申に基づいて、国及び地方を通ずる行政改革の推進に資するため提出されたものであります。その内容は、第一に、地方公共団体に対する国の関与の整理合理化でありまして、地方公共団体が事務を行うに当たって、法律によって義務付けている許可、認可等国が関与しているもののうち、二十六事項について廃止又は緩和等を図ること、第二に、地方公共団体に対する必置規制の整理合理化でありまして、地方公共団体が事務を行うに当たって、

法律によって設置を義務付けている特別の資格又は職名を有する職員及び附属機関のうち、二十四事項について廃止又は統合等を図ることのほか、臨時行政調査会の答申事項で未措置のもののうち、地方公共団体に係る許認可等六事項についても整理合理化を行い、十省庁四十一法律にわたる改正を一括して行おうとするものであります。

委員会におきましては、中曽根内閣総理大臣の出席を求め質疑を行うなど慎重な審査が行われました。

質疑の主な内容は、国と地方公共団体のあり方の基本、地方行革推進の基本姿勢と今後のスケジュール、本法律案の内容と行革審答申との関連、国の関与の全体像把握の必要性、許認可等の今後の整理合理化方針、規制緩和と民間活力の増進、行革における行政監察の重要性のほか、国土庁、文部省、厚生省、農林水産省及び建設省等に関する整理合理化内容等、広範多岐にわたっておりますが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より反対の旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、及び民社党・国民連合の各派共同提案に係る国と地方の間の事務配分及び費用分担の見直し等、四項目にわたる附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第五八号）

要旨

本案は、人事院の国会及び内閣に対する昭和六十年二月二十日付の意見の申出にかんがみ、公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員及びその遺族に対する災害補償制度に関し、遺族補償年金の受給資格年齢の引上げ、年金たる補償の額の改定規定の整備等を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、遺族補償年金の受給資格年齢の引上げ

㈠　遺族補償年金の受給資格年齢を、夫、父母及び祖父母については、六十歳以上（現行五十五歳以上）とし、兄弟姉妹については、十八歳未満又は六十歳以上（現

行五十五歳以上）とすること。

㈡　当分の間、㈠にかかわらず、職員の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、五十五歳以上六十歳未満であつた夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹は、遺族補償年金を受けることができる遺族とすること。ただし、これらの者が六十歳に達するまでの間は、年金額を算定する際の遺族補償年金を受けることができる遺族の人数には含めないこととするとともに遺族補償年金の支給を停止すること。

㈢　㈠及び㈡については、五年間で段階的に行うこと。

二、年金たる補償の額の改定規定の整備

年金たる補償については、当分の間、人事院規則で定めるところにより、職員の毎年四月における給与水準が、直近の年金額が改定された年の前年の四月における給与水準の百分の百六を超え、百分の九十四を下るに至つた場合には、当該変動率を基準として、翌年四月以降の年金額を改定するものとすること。

三、福祉施設に関する規定の整備

㈠　福祉施設の趣旨及び内容に関する規定を整備すること。

㈡　福祉施設については、業務上の災害又は通勤による災害を受けた民間事業の従業員及びその遺族に対する福祉に関する給付その他の施設の実態を考慮してその設置及び運営を図るものとすること。

四、施行期日

本法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、去る二月の人事院の国家公務員災害補償法の改正に関する意見の申出にかんがみ、父母等に対する遺族補償年金の受給資格年齢を六十歳以上に引き上げるとともに、年金たる補償の額の改定規定及び福祉施設に関する規定等の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、公務災害の審査、認定作業促進のための具体策、公務災害認定基準の再検討、スライド改定率を六％とした理由、若年死亡者に対する遺族補償のあり方、民間における法定外給付の実情と公務員への対応等

について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より反対の旨の発言があり、次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、公務災害の絶滅を期し、災害の予防及び職業病の発生防止のため努力すること等四項目にわたる各派共同提案に係る附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第六八号）

要旨

本案は、国家公務員等共済組合等から支給されている年金の額につき恩給の改善措置に準じてその引上げを図る等所要の措置を講ずるほか、掛金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額の引上げ等を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」、「旧国家公務員共済組合法」及び「国家公務員等共済組合法」に基づく退職年金等について、昭和五十九年度の国家公務員給与の改善内容に準じ、その年金額の算定の基礎となっている俸給を昭和六十年四月分から増額することにより、年金の額を平均三・四％程度引き上げること。

ただし、昭和五十七年度に仲裁裁定等による給与改定の適用を受けた者で同年度に退職したものに係る年金については、その年金額の算定の基礎となっている俸給を昭和五十八年度の仲裁裁定等の改善内容（平均一・八三％アップ）に準じて昭和六十年四月分から増額することにより、年金額を引き上げること。

また、昭和五十八年度において仲裁裁定等による給与改定の適用を受けた者で同年度に退職したもの及び国鉄共済組合から年金の給付を受ける者に係る年金については、その年金額の算定の基礎となっている俸給の引上げは行わないこと。

二、六十五歳以上で最短年金年限以上の者に係る退職年金

等の最低保障額を昭和六十年四月分から一律三・五％引き上げるほか、遺族年金及び公務関係年金受給者の最低保障額については、同年八月分からさらに引き上げること。

三、公務関係年金受給者に支給する配偶者等に係る扶養加給の額を昭和六十年四月分から引き上げること。

四、掛金及び給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額四十五万円を昭和六十年四月一日から四十六万円に引き上げること。

五、昭和五十八年度において退職した公共企業体職員の「旧公共企業体職員等共済組合法」に基づく退職年金等の額について、退職手当支給額との関連から既裁定年金の額の引上げに準じて昭和六十年四月分から引き上げること。

なお、衆議院において施行期日等について所要の修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国家公務員等共済組合等から支給されている年金の額について、恩給の改善措置に準じその引き上げを図るほか、所要の措置を講じようとするものであります。

その主なる改正点を申し上げますと、第一は、現行の年金額を本年四月分以降、五十九年度の国家公務員給与の改善内容に準じて平均三・四％程度引き上げることとしておりますが、五十七年度に仲裁裁定等による給与改定の適用を受けた者で同年度に退職したものに係る年金額については、五十八年度の仲裁裁定等の改善内容に準じて平均一・八三％程度引き上げることとしております。また、五十八年度に仲裁裁定等による給与改定の適用を受けた者で同年度に退職したもの及び国鉄共済組合から年金の給付を受ける者については、その年金額の引き上げは行わないこととしております。第二は、六十五歳以上の者の受ける退職年金及び公務関係年金等の最低保障額を引き上げることとしております。以上のほか、掛金及び給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額を引き上げることとする等所要の措置を講ずることとしております。

なお、衆議院において施行期日等について所要の修正が行われております。

委員会におきましては、人勧適用退職者と仲裁適用退職者の年金引き上げ率が異なる理由、国鉄共済年金の将来展望、財政調整五ヵ年計画についての諸問題、人事院勧告の完全実施等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より反対の旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の各派共同提案に係る共済年金増額指標の基本となる人事院勧告の完全実施に向けて最大限の努力をすること等二項目にわたる附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。